

# 小規模事業者・創業者向け

## 政策金融公庫融資利子補給制度のご案内

成田市では、経営改善を図る小規模事業者及び創業者の経営を支援するため、日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)から受けた融資の利子に対する利子補給を行います。

### <制度の概要>

1. 対象融資	小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)	新創業融資制度 (～令和6年3月)	一般貸付(普通貸付) 新企業育成貸付 企業活力強化貸付 環境・エネルギー対策貸付 一般貸付(生活衛生貸付) 振興事業貸付 (令和6年4月～)
(融資種別)	経営改善関連	創業関連	
2. 対象者	・平成29年4月1日以降に公庫から上記の融資を受けた者であること。 ・当該融資の返済を延滞していないこと。 ・市税の滞納がないこと。		・令和6年4月1日以降に公庫から上記の融資を受けた者であること。 ・当該融資の返済を延滞していないこと。 ・市税の滞納がないこと。
	・市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上引き続き独立して同一の事業を営んでいること。 ・成田商工会議所又は成田市東商工会の経営指導を受けること。	・公庫からの融資実行日が、創業前又は創業後1年以内であること。 ・市内に主たる事業所を有し、又は市内で事業を開始する具体的な計画を有し、市内で引き続き独立して事業を営んでいること。	・公庫から融資を受けた日において、創業前、又は創業した事業に係る税の申告を2期終えていない者であると公庫が認める者であること。 ・【創業前に融資を受けた場合】市内で事業を開始する具体的な計画を有し、事業を開始した後に市内で引き続き独立して事業を営むこと。 ・【創業後に融資を受けた場合】市内に主たる事業所を有し、市内で引き続き独立して事業を営んでいること。 ・担保(保証人の保証を除く。)のないこと。
3. 利子補給率	・年0.5%又は償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率		
4. 利子補給期間	・融資期間(最長10年)		

[手続の流れは裏面へ](#)

## <手続の流れ>

	手続	時期	説明
	↓		
1	融資申込	随時	事業者から公庫へ申し込みます。 ※公庫の審査があります。 ※小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の申込みには、成田商工会議所または成田市東商工会の推薦が必要です。
	↓		
2	融資実行	随時	公庫から事業者へ融資金が振り込まれます。
	↓		
3	利子補給金 交付申請	1月	市商工振興企業立地課へ、申請書（第1号様式）に次の書類を添えて申請します。 ①利子補給額計算書（第2号様式） ②公庫が発行する対象融資の返済予定表の写し ③公庫が発行する支払済明細書の写し ④市税等納付状況調査承諾書または納税証明書 ⑤履歴事項全部証明書または住民票の写し（原本） ⑥創業日を確認できる書類（履歴事項全部証明書または個人事業の開廃業等届出書の写し）【マル経融資以外の方】 ⑦前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  ※申請書類は、申請書ダウンロードコーナー、または市商工振興企業立地課の窓口にて配布します。 ※書類の提出締切日は、広報なりた及び市商工振興企業立地課ホームページでお知らせします。
	↓		
4	利子補給金 交付決定	1月 ～ 2月	申請書類を審査し、不備がなければ、市商工振興企業立地課から事業者へ決定通知書を送付します。 併せて、利子補給金の請求書を同封します。
	↓		
5	利子補給金 交付請求	2月	請求書に必要事項を記載の上、市商工振興企業立地課へ提出してください。
	↓		
6	利子補給金 交付（振込）	2月 ～ 3月	市商工振興企業立地課から事業者へ、利子補給金を振り込みます。

※手続は、毎年必要です。

2年目以降は、手続3～6のみとなり、申請書類の②⑥を省略することができます。

## <お問い合わせ先>

- ・ 公庫から受けた融資の利子に対する利子補給制度について  
…成田市役所 商工振興企業立地課 TEL 0476-20-1622
- ・ 公庫からの融資について  
…日本政策金融公庫千葉支店 国民生活事業 TEL 0570-037502
- ・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の相談について  
…成田商工会議所 TEL 0476-22-2101、成田市東商工会 TEL 0476-73-2205